

第4編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業促進計画

本計画は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業の対策についての計画である。

災害復旧事業計画の具体的実施方法については、次に掲げる計画によるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設復旧計画
 - (2) 海岸公共土木施設復旧計画
 - (3) 港湾公共土木施設事業復旧計画
 - (4) 漁港公共土木施設事業復旧計画
 - (5) 砂防施設事業復旧計画
 - (6) 道路公共土木施設事業復旧計画
 - (7) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 公立文教施設災害復旧事業計画
- 6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設災害復旧事業計画
- 8 その他公営企業施設災害復旧事業計画
- 9 公用財産災害復旧事業計画
- 10 上下水道災害復旧事業計画
- 11 特定鉱害復旧事業等基金事業（事業主体は(財)長崎県産炭地域振興財団)

第2章 被災者支援計画

【財務部・防災危機管理局】

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務について、被災者に対し制度の案内を適切に実施し、公平な支援を効率的に実施するため、以下のとおり定めるものとする。

1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、または記録された情報を内部で利用できるものとする。

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 罹災証明書

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による被災者支援措置を適切かつ円滑に実施するにあたり必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明をおこなうものとする。なお、住家以外のものが罹災した場合等、必要がある場合は罹災届出証明書で対応するものとする。

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 準半壊に至らない

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明の発行は、市長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

ア 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、被害家屋調査を実施する。住家の被害認定に関しては、「災害の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定を行う。

イ 罹災台帳の作成

被害認定結果に基づき、罹災台帳を作成する。罹災台帳には、認定結果、地番、住居表示、住民基本台帳等の情報を集約する。（罹災証明に係る事務への基本台帳の利用は個人情報の利用目的の範囲内）

ウ 罹災証明書の発行

被災者から罹災証明の申請があった場合、罹災台帳に基づき罹災証明書を発行する。また、被災者台帳を作成していない場合には、罹災証明書の交付状況を管理するため、罹災証明書交付台帳を整備する。

エ 再調査

罹災証明発行後に、被災者が罹災証明の判定結果に不服であった場合及び周囲の被災状況により被害調査が十分にできなかった家屋については、被災者等からの申し出により再調査を実施する。

(4) 実施体制の整備

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、平常時から専門的な知識・経験を有する職員の育成に努める。

(5) その他

火災に起因する証明は、消防長及び消防署長が行うものとする。

第3章 災害関係融資計画 【市民生活部・農林水産部・観光商工部・社会福祉協議会】

災害直後、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、次の生産資金の融資の斡旋を行い災害復旧を図るものとする。

1 生活福祉資金〔福祉資金・福祉費(災害臨時)〕【県社会福祉協議会(窓口は市社会福祉協議会)】

(1) 貸付対象者

災害により住家等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかであること。(借入申込人は原則として世帯主で65歳以下とする。高齢者世帯は、日常生活上療養または介護を要する(要介護1以上の65歳以上の要介護者がいる世帯))

イ 融資によって独立自活できる世帯であること。

ウ 蓄積資金がなく、他から借入れることができない世帯であること。

(2) 貸付の条件

最高貸付額 150万円 7年以内償還(据置期間は6月以内)

連帯保証人 原則1名

貸付利子 連帯保証人がいる場合は無利子

〃 いない場合は年利1.5%

(3) 借受の方法

借受者は、市社会福祉協議会を通じ、県社会福祉協議会へ生活福祉資金借入申込書に世帯全員の住民票と罹災証明書、災害のあった住宅・土地の写真、被害箇所の見取図、復旧見積書、申込人の世帯・連帯保証人の所得証明書、民生委員意見書などを添えて申請する。

2 災害援護資金貸付 【佐世保市(窓口は市民安全安心課)】

災害救助法に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

(1) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヵ月以上の療養を要する負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1未満の損害がある場合
150万円

(イ) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合
250万円

(ウ) 住居が半壊した場合
270万円

(エ) 住居が全壊した場合
350万円

イ 世帯主に1ヵ月以上の療養を要する負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合
150万円

(イ) 住居が半壊した場合
170万円

(ウ) 住居が全壊した場合
250万円

(エ) 住居の全体が滅失した場合
350万円

(2) 償還期間利率

- ア 償還期間は10年（うち、3年据置）とし、年賦償還・元利均等償還とする。
- イ 利率は、無利子とする。

3 中小企業災害復旧融資

- (1) 災害発生の場合は、政府関係金融機関の特別融資並びに一般金融機関の協力を得て、被災中小企業に対する復旧融資の促進を図るとともに、本市独自の緊急特別融資を行う。

なお、信用力の不足する被災企業に対しては信用保証協会の活用を図る。

(2) 融資方法

ア 政府関係金融機関

中小企業政府関係金融機関としては、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫などがあり、暴風豪雨、地震や大規模火災などの災害で各公庫が適用を認めた場合、次のような融資条件となっているが、災害の場合、融資期間の延長、融資優先取り扱いがなされるほか「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による地域指定がなされた場合、その都度一定期間、一定金額につき金利引き下げの措置が講じられる。

(ア) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（災害貸付）

- a 融資限度 通常各融資制度の限度額に1災害あたり3,000万円上乗せした額
- b 利率 基準利率（時期により異なる）
ただし、特に異例の災害の場合、限度額及び利率はその都度決定する。
- c 期間 各融資制度の返済期間以内

(イ) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（災害復旧貸付）

- a 融資限度 1.5億円（ただし、代理店申込の場合は7,500万円）
- b 利率 基準利率（時期により異なる）
ただし、閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。
- c 期間 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
設備資金15年以内（うち据置期間2年以内）

(ウ) 株式会社商工組合中央金庫（災害復旧資金）

災害により、被害を受けた事業者が災害の復旧に伴い必要となる設備資金・運転資金の融資を行う。

- a 利率 商工中金所定の利率
- b 期間 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）

イ 佐世保市（緊急経営対策資金融資）

セーフティネット保証制度の指定を受けた災害等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市内で同一事業を1年以上営んでいるものに対し、融資を行う。

ただし、保証協会の対象業種で保証協会の保証を受け、かつ市税を完納していることが必要。

- (ア) 融資限度 3,000万円
- (イ) 金利 年1.3%
- (ウ) 期間 10年以内（うち据置期間2年以内）

(エ) 保証料率 0.45%~1.14%

ウ 信用保証協会（災害関係保証）

中小企業者が信用力の不足を補い金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入れを行う際、信用保証協会が保証を行っている。

激甚災害に指定された災害により、直接の被害を受けた中小企業者は、普通保証と別枠で利用できる。

(ア) 保証限度

a 個人・法人 28,000万円

b 協同組合 48,000万円

(イ) 保証料率 年0.8%

(ロ) 保証期間 10年以内（うち据置期間2年以内）

4 農林漁業者等に対する資金の融通（政府系金融機関等が行うもの）

(1) 天災資金

ア 天災融資制度は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号「天災融資法」）に基づき暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温、降ひょう、津波、干ばつ等の天災による被害が著しく、かつ国民経済に及ぼす影響が大であるか、又は当該天災による被害が特に著しいと認められる場合に国の援助等により農林漁業者等に経営資金等が融通されるもので、法が適用される天災については、その都度政令で指定される。

イ 貸付対象者

天災融資法の規定に基づき、市町村長又は知事の被害認定を受けた者

ウ 貸付限度額

(ア) 一般農業者

【個人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は2,000万円(2,000万円)の何れか低い額

(イ) 果樹栽培者、家畜等飼養者

【個人】市長が認定した損失額の55%(80%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の55%(80%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(ロ) 一般漁業者

【個人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は2,000万円(2,500万円)の何れか低い額

(ハ) 漁具被害漁業者

【個人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(5,000万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(5,000万円)の何れか低い額

(ニ) 漁船被害漁業者

【個人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(ホ) 魚類養殖漁業者

【個人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

- 【法人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額
- (キ) 林業者
 【個人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額
 【法人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は2,000万円(2,000万円)の何れか低い額
- (ク) 被害組合（連合会以外の場合）
 市長が認定した損失額の80%(80%)又は2,500万円(5,000万円)の何れか低い額
- (ケ) 被害組合（連合会の場合）
 市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(7,500万円)の何れか低い額
- ※（ ）内の数字は激甚災害法適用の場合

エ 貸付利率と償還期限

- (ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者
 貸付利率6.5%以内、償還期限3年、4年以内
- (イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者
 貸付利率5.5%以内、償還期限5年、6年以内
- (ウ) 特別被害農林漁業者
 貸付利率3.0%以内、償還期限6年以内

※ 激甚災害法適用の場合1年延長（被害組合を除く）

オ 資金使途

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（12万円以下）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（5トン未満）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金及び被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたため必要となった事業運営資金

カ 償還期限

- (ア) 一般天災
- | | |
|--------|------|
| 一般農漁業者 | 6年以内 |
| 果樹栽培者 | 5年以内 |
| 家畜等飼養者 | 〃 |
- ※被害程度により償還期限が異なる。
- | | |
|-----------|------|
| 漁船漁具被害漁業者 | 6年以内 |
| 魚類養殖漁業者 | 〃 |
| 被害組合 | 3年以内 |

- (イ) 激甚災害
 一般天災の場合の1年延長（被害組合を除く）

(2) 農林漁業セーフティネット資金 ※日本政策金融公庫資金

ア 農林漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度。

イ 貸付対象者

以下のア～オに該当する者等で、災害・行政指導・社会的又は経済的環境の変化による経営環境の悪化のため、一定の条件に置かれている者

- (ア) 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市長村長の認定を受けた個人・法人）
- (イ) 認定新規就農者（青年等就農計画を作成して市長村長の認定を受けた個人・法人）
- (ウ) 林業経営改善計画の認定を受けている者
- (エ) 漁業経営改善計画認定漁業者

(オ) その他

【個人】農林漁業者であって、農林漁業所得が総所得の過半を占める、又は農林漁業粗収益が200万円以上である者

【法人】農林漁業者であって、農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、又は農林漁業売上高が1,000万円以上である者

ウ 貸付限度額

一般 600万円

特認 年間経営費等の12分の6以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

エ 貸付利率と償還期限

0.16%～0.30%（令和3年12月20日現在）

10年以内（うち据置期間3年以内）

オ 資金使途

災害により必要とする資金（経営再建費・収入減補てん費）

(3) 農林漁業施設資金〔共同利用施設（災害）〕 ※日本政策金融公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農林水産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同施設の復旧

ウ 貸付限度額

事業費×0.8

エ 償還期間

20年（うち据置期間3年以内）

オ 貸付利率

0.16%～0.30%（令和3年12月20日現在）

(4) 農林漁業施設資金〔主務大臣指定施設（災害）〕 ※日本政策金融公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農林漁業の主務大臣指定施設の復旧

ウ 貸付限度額

事業費×0.8又は1施設あたり300万円（特認600万円）の何れか低い額

エ 償還期間

15年（うち据置期間3年）以内、ただし果樹は25年（うち据置期間10年）以内

オ 貸付利率

0.16%～0.30%（令和3年12月20日現在）

(5) 長崎県災害対策特別資金（県単）（施設復旧資金）

ア 対象者

被災農業者で市町村長の証明をうけた者

イ 資金使途

災害により被害を受けた農業用施設の復旧

ウ 貸付限度額

個人：事業費×0.8又は500万円のいずれか低い額

法人：事業費×0.8又は1,500万円のいずれか低い額

エ 償還期間

10年（うち措置2年）

オ 貸付利率

0.30%（令和4年1月11日現在）

(6) 農業近代化資金

ア 対象者

認定農業者、認定新規就農者、農業所得が総所得の過半を占めていること、または農業粗収益が200万円以上あることなどの条件を満たす農業者、上記農業者の経営主以外の農業者（配偶者・後継者等）、一定の基準を満たす任意団体

イ 資金使途

災害により被害を受けた農業用施設の復旧

ウ 貸付限度額

個人： 1,800万円

法人： 2億円

エ 償還期間

15年（うち措置7年）

オ 貸付利率

0.30%（令和3年12月20日現在）

(7) 農業基盤整備資金 ※公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農地、牧野等の復旧

ウ 貸付限度額

地元負担額

エ 償還期間

25年（うち措置10年）

オ 貸付利率

0.16%～0.30%（令和3年12月20日現在）

(8) 長崎県沿岸漁業等振興資金 ※長崎県信用漁業協同組合連合会資金

ア 天災又は公害等により漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金（6号資金）

イ 貸付対象者

沿岸漁業者・沿岸漁業関係水産加工業者・内水面漁業者・知事が特に認める者

ウ 貸付限度額

個人 1,000万円（融資率80%）

法人 2,000万円（融資率80%）

※貸付利率 0.30%（令和3年10月18日現在）

エ 資金使途

災害等復旧のために必要な資金

オ 償還期限

10年以内（うち据置期間2年以内）

(9) 長崎県水産業振興資金 ※長崎県信用漁業協同組合連合会資金

ア 沿岸漁業等の振興・発展を図るために必要な設備・運転資金（災害復旧も対象）

イ 貸付対象者

中小漁業・中小水産加工業者

ウ 貸付限度額

1,500万円

※貸付利率2.43%（令和3年4月1日現在）

エ 資金使途

災害復旧のために必要な事業資金

オ 償還期限（うち措置期間）

設備資金……10年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金……5年以内（うち据置期間1年以内）

※ 魚類養殖漁業の運転資金については、養殖魚の販売時期に合わせて償還期限を設定する。

その他の漁業の運転資金の償還期限は原則として1年以内とする。

(10) 漁業基盤整備資金 ※日本政策金融公庫資金

ア 漁港整備 災害により被害を受けた指定漁港の指定区域内にある施設の復旧資金

漁場整備 漁場又は種苗生産施設等の復旧資金

イ 貸付対象者

【漁港整備】 漁協、漁連、漁業を営む者（限定要件あり）、5割法人・団体

【漁場整備】 漁協、漁連、5割法人・団体

ウ 貸付限度額

事業費の80%

※貸付利率 0.16%~0.30% (令和3年12月20日現在)

エ 資金使途

【漁港整備】 基本施設、機能施設等の災害復旧

【漁場整備】 漁場又は水産種苗生産施設等の災害復旧

オ 償還期限

20年以内 (うち据置期間3年以内)

- 5 災害復興住宅等資金預託貸付 【佐世保市 (窓口は市民安全安心課)】
災害により市民がその住宅を滅失、若しくは損傷し、または宅地を損壊した場合においては、復興等に必要な資金を貸付ける。
- (1) 申請者の条件
市民で年間所得100万円以上の収入があり、かつ貸付金の償還が確実に認められる70歳までの者
- (2) 連帯保証人
本市に1年以上居住 (住民登録をしている70歳までの成年者) で年間所得100万円以上の者。
ただし、本市に保証人がいない場合は、市外に居住する親、子、兄弟姉妹のいずれかとする。
- (3) 貸付限度額、償還期間及び利率
ア 貸付額は、1件につき10万円以上300万円以内とする。
イ 償還期間は、6ヵ月据置の10年とし、月賦、半年賦、年賦の元利均等償還とする。
ただし、貸付額が100万円以内の場合は、6ヵ月据置の5年とする。
ウ 利率は、1.1%とする。
- 6 小災害生活資金預託貸付 【佐世保市 (窓口は市民安全安心課)】
災害を受けた市民に対して生活の自立を支援するため、必要な生活資金を貸付ける。
- (1) 貸付対象世帯
次の各号のいずれかに該当する世帯
ア 災害による被害状況が全焼、全壊、全流失又は半焼、半壊、半流失した世帯
イ 災害により30日以上避難した世帯
- (2) 申込者の条件
市民で年間所得100万円以上の収入があり、かつ貸付金の償還が確実に認められる70歳までの者
- (3) 連帯保証人
本市に1年以上居住 (住民登録をしている70歳までの成年者) で年間所得100万円以上の者。
ただし、本市に保証人がいない場合は、市外に居住する親、子、兄弟姉妹のいずれかとする。
- (4) 貸付限度額、償還期間及び利率
ア 貸付額は、1件につき10万円以上100万円以内とする。

- イ 償還期間は2年据置の7年とし、月賦、半年賦、年賦の元利均等償還の方法による。ただし災害復興住宅等資金預託貸付と併用貸付の場合は、2年据置の10年とする。
- ウ 利率は、1.1%とする。ただし、0.9%は市が補助する。